

研究実践発表

－高校現場での8年間の実践を通じて考えた「法教育」の過去・現在・未来－

2012年 6月20日(水) 於 法務省
島根県立隠岐高等学校 公民科 教諭 武藤 立樹

法教育とは

- ・自ら考え（可能性を集める）⇒知識が基盤
- ・自ら判断（可能性を捨てる）⇒何を優先するか：価値判断
- ・他者へ発信（自己意見のPR：可能性の提示）⇒コミュニケーション能力の必要性
- ・他者との調整（他の可能性の検討（他者意見の受容））⇒自己客観化
- ・ルールの方策（最終的な価値判断）⇒社会にとって何が重要か。未来の創造。



既成の概念や枠組みが通用しない現代社会における、創造性を育む新しい教育ツール

法教育が注目される背景とそれにまつわる誤解

（注目される背景）

- ・裁判員裁判の導入（実施3年後の見直し＝本年）（別添資料1）
- ・新学習指導要領の実施「法に関する教育の充実」（高校では2013年度から）
（それにまつわる誤解）
- ・制度学習・専門的視点への偏重

法教育＝裁判員を養成する教育＝模擬裁判や法解釈が重要 という誤解（別添資料2）

私の法教育実践

実施年度	実施時間	形態	対象	裁判員	量刑判断	自由な尋問	課題・意義	連携先
17							模擬裁判を企図するも挫折	松江地検
18	2	模擬裁判	2年生文系 (約160名)	参加者 全員	×	×	生徒にシナリオを作らせた	松江地検
19	2	模擬裁判	2年生文系 (約160名)	参加者 全員	△	×	生徒(裁判員)は主観で評決しているのではないか	松江地検
20	4	模擬裁判	全校 (約90名) 地域住民 (約80名)	参加者 (尋問 は6名 のみ)	△	△	生徒にシナリオを作らせた シナリオにモラルジレンマをもたせたい 住民と生徒の融合授業の実施 生徒(裁判員)は主観で評決しているのではないか	松江地裁 松江地検 島根県弁護士会
21	実践はなし 学習指導要領の告示 「法教育」との出会い 次年度実践の準備							
22	10	小学校用教材1 中学校用教材2 高校用教材3 模擬裁判4	2年生32名 2年生32名 2年生32名 全校+地域住民				事前アンケート（別添資料3）の実施 法教育と模擬裁判の相関性の検証 系統的な法教育実践効果の検証 「夢チャレ」への参画	島根県 弁護士会

23	5	模擬裁判	2年生32名	6名	○	△	リアリティの追求先入観の排除 →外部の人材導入 シナリオは老人介護にまつわる過失致死 県外機関との初のコラボレーション
	7	高校用教材	1年生97名				公民科「現代社会」の授業に組み込んで実施 法科大学院生の活用 いわゆる入口教材（法哲学）の開発

※事後アンケート（別添資料4-1・4-2）については全ての実践について実施

※平成23年度については社会科公民科法教育セミナー（岡山県弁護士会・地検・地裁主催）、日高教第58次全国教育研究集会（日本高等学校教職員組合）で法教育について講演を行う

平成24年度の実践予定

- ・本校実践の系統化（1年次：現代社会：入口教材の実施 2年次：総合学習：模擬裁判）
※島根大学法科大学院との恒常的連携を模索
- ・「夢チャレ」での実践 → 県内文系選抜合宿での時事問題を扱った実践

生徒の反応ーアンケート結果よりー

いずれの年度の実践も約9割の支持（2010年度は一般参加者の結果も含む）

普及を目指して

- ・教材の開発
- ・教材の系統化＝定常化 教科・校種を越えた連携

※私の考える系統化（現段階）

- 1 ルールの必要性（小学校） 2 3
- 2 どのようなルールがよいルールなのか（小学校） 2 2
- 3 架空の世界におけるルール作り（中学校） 2 2
- 4 現実世界が抱える問題と解決方法の模索（高校） 2 2
- 5 模擬裁判（高校） 1 8・1 9・2 0・2 2・2 3

※3・4・5については複数教科での連携が模索できる

※項目の後の数字は実践年を示す

- ・制度学習部分の実践に関して、生徒が思考する模擬裁判の必要性
⇒尋問をフリーで行う・シナリオ自体にモラルジレンマをもたせる
- ・高校現場については公民教員採用の問題（別添資料5）
- ・名称・方向性の混在 文科省「法に関する教育の充実」VS法務省・法曹「法教育」
- ・教育現場の閉鎖性＝教育は教師がするもの
- ・法曹の縄張り意識 裁判所・検察・弁護士会・法テラス

→小異を捨て大同に就く志
「日本の未来を切り拓く」

法教育の課題・可能性

- ・ 客観的な評価方法の確立（特に既存の教科・科目との比較）
- ・ 「五方よし」の発想（教師・生徒・法曹・マスコミ・受験産業）
※特にマスコミ・受験産業への視点が欠落している。

例：2012年度入試 前期一橋大学【商・経・法・社会学部】問題（別添資料6）

・喫緊の課題

- 1 法科大学院（生）または弁護士への活用→法曹の仕事として定常化できないか？
- 2 学校の枠や県を越えた連携→「夢チャレ」「下関南高校」での実践
- 3 対象の拡大 小学生から大人まで：ジュニアロースクール拡充
- 4 次世代の育成：プレーヤーからプロデューサーへの視点の切り替え



シチズンシップ教育への発展（新学習指導要領「道德教育の充実」との相乗）

おわりに

挑まなければ何も生まれない 「法教育」は私の教師人生をかけた挑戦

法教育＝全く新しい創造的教育プログラム＝既成概念の通じない現代社会に風穴をあける

大人（教師）の「志」が試されている

「大人が変われば子どもが変わる、子どもが変われば未来が変わる」